

令和7年度及び8年度乙訓圏域障がい者自立支援協議会全体会議録

日時 令和8年4月23日（木）14：00～15：45

場所 長岡京市立中央公民館市民ホール

出席者 53名

乙訓障がい者基幹相談支援センター（2）・キャンパス（2）・乙訓ひまわり園社会連携室・アンサンブル・向日市社協障がい者地域生活支援センター・こらぼねっと京都・乙訓ポニーの学校・大山崎町社会福祉協議会事務局・乙訓若竹苑（2）・アイリス（2）・乙訓児童発達支援センターU-BOC24・地域生活支援拠点等乙訓ソレイユの丘・乙訓障害者支援事業所連絡協議会・乙訓圏域児童通所支援事業所連絡会（1）・乙訓グループホーム及び障害者支援施設連絡会・地域福祉センターきりしま苑・大山崎町社会福祉協議会訪問介護事業所・晨光苑・乙訓福祉会・乙訓医師会・乙訓歯科医師会・京都府歯科衛生士会・長岡病院・京都済生会病院・乙訓訪問看護ステーション連絡会・京都府立向日が丘支援学校・京都府乙訓教育局・京都七条公共職業安定所・乙訓青年会議所・京都府身体障害者団体連合会乙訓ブロック・乙訓やよい会・乙訓の障害者福祉を進める連絡会・あらぐさ福祉会・乙訓保健所福祉課（2）・乙訓福祉施設事務組合（2）・向日市市民サービス部（5）・長岡京市健康福祉部（4）・大山崎町健康福祉部（3）

欠席者 4名

乙訓圏域児童通所支援事業所連絡会（1）・向日市社協ホームヘルプセンター・西山病院・長岡京市商工会

事務局 3名

傍聴者 4名

配布資料

- ・次第
- ・令和7年度乙訓圏域障がい者自立支援協議会報告書（案）
- ・別添資料
- ・令和8年度乙訓圏域障がい者自立支援協議会事業計画（案）
- ・乙訓圏域障がい者自立支援協議会運営要綱（改正案）

令和7年度全体会

開会

事務局 ただ今から、令和7年度及び8年度乙訓圏域障がい者自立支援協議会全体会を開催させてい

ただく。

向日市、長岡京市、大山崎町、各部長紹介

事務局 各委員の紹介については令和7年度、8年度共に名簿、座席表を確認いただくことで省略させていただきます。本日は委員以外にも各部会等の副代表、行政、基幹相談支援センターの担当者等も出席いただいている。座席表で確認いただきたい。また、今年度から乙訓児童発達支援センターU-BOC24、地域生活支援拠点等乙訓ソレイユの丘、乙訓グループホーム及び障害者支援施設連絡会が新たに参加している。よろしくお願ひしたい。

会長挨拶 名和 敦史 長岡京市健康福祉部長

会長 乙訓圏域障がい者自立支援協議会の運営要綱により、令和7年度は長岡京市が会長を務めさせていただきます。皆様には乙訓圏域の障がい者福祉行政の推進に御理解と御協力を賜るとともに、本協議会の活動に御参加、御支援をいただき心より厚く御礼申し上げます。

平成19年に向日市、長岡京市、大山崎町（以下、「2市1町」という。）が共同で設置した本協議会も、今年で19年目を迎える。この間、障がい者福祉に関する情報共有や地域生活の課題解決のために、様々な実績を積み重ねられてきたことは今日までの皆様方の御努力の賜物であると考えている。

平成18年に障害者自立支援法、平成25年に障害者総合支援法が施行され、障がい者福祉を巡る状況は大きく変化してきた。

また、この4月には児童発達支援センターが開設し、6月には地域生活支援拠点等の運営が開始となるため、今後、乙訓圏域の障がい者福祉を取り巻く環境は大きく変化していくものと考えられる。本協議会の活動については、行政も協議会の一員として、共に考えながら、障がい者福祉の向上に努めてまいりたいので、どうか皆様のさらなる御協力をお願いし、簡単ではあるが挨拶とさせていただきます。

1 協議事項 令和7年度 事業報告（案）について

（1）運営報告 大塚 まり子 自立支援協議会事務局

※令和7年度乙訓圏域障がい者自立支援協議会 運営報告（案）を説明

（2）「医療的ケア」委員会 報告 中村 陽子 委員長

※令和7年度乙訓圏域障がい者自立支援協議会 「医療的ケア」委員会 活動報告（案）を説明

（3）就労支援部会 報告 青戸 享子 部会長

※令和7年度乙訓圏域障がい者自立支援協議会 就労支援部会 活動報告（案）を説明

（4）プロジェクト報告

①相談支援プロジェクト 報告 小柳 裕一 代表

※令和7年度乙訓圏域障がい者自立支援協議会 相談支援プロジェクト 活動報告（案）を説明

②喀痰吸引等研修プロジェクト 報告 玉谷 和宏 代表

※令和7年度乙訓圏域障がい者自立支援協議会 喀痰吸引等研修プロジェクト 活動報告（案）を説明

③児童発達支援プロジェクト 報告 伊藤 美恵 代表

※令和7年度乙訓圏域障がい者自立支援協議会 児童発達支援プロジェクト 活動報告（案）を説明

④強度行動障がい支援プロジェクト 報告 北野 洋子 代表

※令和7年度乙訓圏域障がい者自立支援協議会 強度行動障がい支援プロジェクト 活動報告（案）を説明

会長

- ・各部会等からの報告は全ての報告が終了した。意見等がなければ令和7年度乙訓圏域障がい者自立支援協議会報告書を2市1町並びに京都府（以下、「2市1町等」という。）に提出したいと思うが、全体を通して質問や意見はないだろうか。
- ・意見等がないようなので令和7年度乙訓圏域障がい者自立支援協議会報告書は2市1町等に提出させていただく。

以上をもって、令和7年度乙訓圏域障がい者自立支援協議会全体会を終了させていただく。

閉会

令和8年度全体会

開会

事務局 令和8年度乙訓圏域障がい者自立支援協議会全体会を開催させていただく。
この協議会は2市1町で共同設置されたものであり、乙訓圏域障がい者自立支援協議会運営要綱に基づき、会長職には2市1町の障がい福祉担当部長がその職務を行うものとする定められている。令和8年度においては向日市市民サービス部長がその職に就いていただくことになっている。
また、乙訓児童発達支援センターU-BOC24、地域生活支援拠点等乙訓ソレイユの丘、乙訓グループホーム及び障害者支援施設連絡会が新たに参加いただいている。よろしくお願ひしたい。それでは会長から挨拶をいただき、引き続き会議の進行をお願ひしたい。

会長挨拶 柴田 晶子 向日市市民サービス部長

会長 乙訓圏域障がい者自立支援協議会の運営要綱により、令和8年度は向日市が会長を務めさせていただく。
皆様方には、乙訓圏域での障がい者福祉行政の推進に、御理解と御協力を賜っているとともに、本協議会の活動に御参加、御支援いただき心より厚く御礼申し上げます。

令和8年度も昨年度に引き続き、自立支援協議会への御参加、御支援をよろしくお願ひしたい。簡単だが、挨拶とさせていただきます。

協議事項 令和8年度 事業計画（案）について 大塚 まり子 自立支援協議会事務局

1 乙訓圏域障がい者自立支援協議会運営要綱について

乙訓圏域障がい者自立支援協議会運営要綱（改正案）を見ていただきたい。令和8年4月に児童発達支援センター、令和8年6月に地域生活支援拠点等の運営開始となり、令和7年度から発足している乙訓グループホーム及び障害者支援施設連絡会と連携強化を図ることから、該当箇所について追加とさせていただきます。また、乙訓障がい者基幹相談支援センターは乙訓福祉施設事務組合に設置されていることから、該当箇所について削除し、運営要綱の一部改正を行う。改正案は添付の通りである。

2 令和8年度事業計画（案）について

1 部会等を設置する

- (1) 「医療的ケア」委員会
- (2) 就労支援部会

以上の2つの部会を設置し、必要な協議をしていく。

2 プロジェクト等を設置する

- (1) 相談支援プロジェクト
- (2) 喀痰吸引等研修プロジェクト
- (3) 強度行動障がい支援プロジェクト
- (4) 精神障がいに関する協議の場

以上の4つのプロジェクト等を設置し、必要な協議をしていく。

3 人材確保・育成のための取組

- (1) 地域生活支援拠点等と連携して専門的人材の確保・育成に向けた取組を行う。
- (2) 各種団体・機関の研修等を支援する。

昨年度は乙訓障がい者就労支援ネットワーク「たけのこ」、乙訓絆サークル等でコアメンバーとして参加し、取組を一緒に考えたり必要な研修等のお手伝いをさせていただいた。今年度も関係機関と連携し、取組を進めていく。

4 情報発信・ネットワークの構築をする

- (1) 部会・プロジェクト等の開催について協議会のホームページで公開する。
- (2) 協議会のホームページを活用し、情報の相互提供を図る。
- (3) 他のネットワークとの連携を図る。

・ネットワークの構築について必要な情報をホームページに掲載する。

プロジェクトに関して傍聴は設けないが、「どういった内容が協議されたのかを知りたい。」という

声が多くあるため、簡単な内容ではあるが協議内容をホームページで報告させていただく。

- ・(3)については「令和8年度乙訓圏域障がい者自立支援協議会と他の機関等関係図」にて確認いただきたい。関係機関を載せている。引き続き、連携をさせていただく。

5 目的達成のために必要なことを行う

障がい福祉に関する施策や施設整備等の様々な情報のうち、乙訓圏域に関係するもの（日中サービス支援型共同生活援助や地域生活支援拠点等の評価）について、運営委員会や部会等において情報共有を行う。尚、地域生活支援拠点等の評価については運営委員会で定期的に情報共有した内容をまとめ、全体会での報告をもって評価させていただくことを想定している。

- 会長
- ・まずは乙訓圏域障がい者自立支援協議会運営要綱（改正案）について、意見等あるだろうか。意見等がないようであれば本日を施行日として運営要綱を改正させていただく。
 - ・令和8年度事業計画（案）について、意見等はあるだろうか。
- 委員
- ・人材確保が厳しさを増す中でも乙訓圏域で障がい児者支援に携わってくださる事業所が増えていることは大変ありがたく感謝と同時に、この自立支援協議会の存在がより一層重要性を増していることも感じている。質問を3つさせていただく。
 - ・令和7年度の報告では児童発達支援プロジェクトで協議してきた内容及び実施事項は乙訓児童発達支援センターに引き継ぐことをもって終了とのことである。4月1日に開設された乙訓児童発達支援センターでは各事業所間やひとつひとつの機関との1対1の連携はもちろんだが、それだけではない児童発達支援プロジェクトで実施されていたような内容をどのように引き継がれるのだろうか。例えば今後、子ども部会の設置があっても良いのではないだろうか。
 - ・面的整備を念頭においた地域生活支援拠点等の開設に伴い、基幹相談支援センターを核とした相談支援体制が、どのような役割分担がなされて、どのように変わるのだろうか。また緊急時対応の機能が十分発揮されるためには圏域の相談支援事業所を始めとして、様々な事業所の協力が不可欠だが登録等の手続き面も含め、どの程度進んでいるのだろうか。仕組やスケジュール的なこと、拠点コーディネーターの役割等について圏域の利用者、家族に向けての説明会をできるだけ早い時期にお願いしたいが、如何だろうか。正確な情報が発信されないと誤った解釈が広がり、混乱する原因になりかねないのでよろしくお願ひしたい。
 - ・実際のところ地域生活支援拠点等の緊急時対応が機能し始めるのは緊急枠を含めた新しい短期入所事業所の本体にあたるグループホーム事業の運営が軌道に乗ってからになるように思っている。今回このグループホームの開設にあたり、昨年12月の個別説明会では100人を超える申し込みや、1月の入居者募集も定員の3倍ほどの応募があったと聞いている。乙訓圏域で初めての重度対応のグループホームのニーズが数値的に浮き彫りになった形だと思う。ただ実際は個別説明会の情報が届いていないケースや入居費用が高額であるため応募をあきらめたケースがあったと聞いている。本当のニーズは更に大きい数字になるのかもしれない。本年度は障害福祉計画策定の年でもあり、今回浮き彫りになったニーズを基幹相談支援センターあるいは相談支援専門員を通して、自立支援協議会において数値として記録しておいて

はどうかと思うが、如何だろうか。

- ・緊急時対応については介護の主な担い手である親が加齢に伴い、急な体調不良や疾患の発症で入院や手術を勧められても、緊急時対応が叶わないために入院や手術を避けた治療法を選んでいることが事実として起こっている。緊急時対応が圏域の支援者協力の下に、速やかに進められることを願っている。

会長 　　ただ今の質問に対して、1点目については事務局よりお願いしたい。

事務局 　　児童発達支援プロジェクトで乙訓圏域及び周辺の児童発達支援事業所、放課後等デイサービスの基本情報をまとめて年に1度更新を行い、支援者が情報提供する際に活用できるようにしていた。更新頻度や閲覧範囲は今後検討していくことになると思うが、基本情報の管理については乙訓児童発達支援センターに引き継ぐこととしている。また、児童発達支援事業所と保健師の顔が見える関係作りができるように懇談会を行っていたので、継続して行っていく予定である。さらに昨年度は放課後等デイサービスと保健師、相談支援専門員の顔が見える関係作りのために懇談会を行った。併せて継続していただく予定である。懇談会の関係機関については必要に応じて検討していくことになるが、関係作り、課題抽出のための懇談会について引き継ぐこととしている。課題が出てきた際には運営委員会にも情報共有し、必要に応じて部会等の設置についても検討していく。いずれの取組についても基幹相談支援センターが自立支援協議会事務局として、必要な引継や情報共有を行いながら進めていきたいと思っている。乙訓児童発達支援センターから補足等いただきたい。

委員 　　乙訓児童発達支援センターU-BOC24は4月1日に無事にスタートさせていただいた。現状、就学前の事業所、就学後の放課後等デイサービスの事業所、相談支援事業所については順調に動き出している。自立支援協議会には昨年度から運営委員会並びに児童発達支援プロジェクトの委員として、乙訓圏域の児童発達支援の課題等についての協議にも参加してきた。令和8年度からは児童発達支援センターとして引き続き協議会に参加し、乙訓圏域の児童発達支援に関わる課題等に、今後2市1町や基幹相談支援センター等の関係機関と連携しながら取り組んでいきたいと考えている。よろしくをお願いしたい。

会長 　　質問の2点目については基幹相談支援センターよりお願いしたい。

- 委員
- ・基幹相談支援センターは地域の相談支援の中核的な役割を担っている。相談支援事業所との連携、構築は今まで通り行っていく。
 - ・地域生活支援拠点等も基幹相談支援センターも障がい児者の地域生活支援体制を構築していくための要であるため、緊密に連携していきながら地域生活支援体制の充実に向けて、取り組んでいきたい。2点目の質問の後半部分については市町よりお願いしたい。

委員

- ・地域生活支援拠点等の事業所登録について回答させていただく。事業所登録については1月20日に事業所向けの説明会を開催している。約50人の事業所の方に参加いただき、事業への協力と登録依頼をさせていただいた。3月末に自立支援協議会と乙訓保健所を通じて、圏域内の事業所に改めて協力を依頼する文書を送付し、4月から登録の受付を開始している。現段階においては登録の相談を数件受けている。今後できるだけ多くの事業所に協力いただけるようにアナウンスしていきたいと考えている。

- ・利用者や家族に向けた説明会については現時点では考えていない。相談支援事業所への周知、

各市町の広報紙、ホームページ等で周知を行う他、必要に応じて個別で説明、対応をさせてもらいたいと考えている。

会長 質問の3点目についても行政よりお願いしたい。

委員 グループホームの説明会の参加者数や申込状況については法人から行政に情報共有していただいている。会議等で記録等もしているところである。従来からグループホームが足りない、特に重度の方の対応ができるグループホームのニーズが高いことは承知している。今年度新たな福祉計画策定の年だが、課題認識を持ちながら策定していく必要があると考えている。

会長 その他に質問や意見等はあるだろうか。

委員 本日はこれだけ多くの専門家がそろっておられるので聞いていただきたい話がある。

精神障がいのある人の家族会の中での最近の話である。就労継続支援B型（以下、「就B」という。）で働いている方で、フルで働いて月2万円程の収入である。孫ができてプレゼントと食事代1万円を渡され、プレゼントができたことを喜んでいたので、事業所で働いて良かったと話されていたということだった。今、事業所が減っている。特に就労継続支援A型事業所がほとんどない状態である。私も2、3ヶ所ぐらいしか知らないが、それもなかなか採用されずに行ける方は少ない。就Bも働く場所が少ない状態で、働けても週3日で午後はプログラム参加等になると給料6800円程である。徒歩通勤だと交通費がかからないので多少は小遣いにはなっている。精神障がいのある方は見た目ではわからない。そういう現状の中で頑張っていることを聞いてほしかった。

会長 ・他に意見、質問等はあるだろうか。意見等がないようであれば、令和8年度乙訓圏域障がい者自立支援協議会の事業を改正した要綱及びこの計画に従って進めていきたい。

・これにて令和7年度及び8年度の乙訓圏域障がい者自立支援協議会全体会を終了させていただく。長時間にわたり会議運営への御協力ありがとうございました。

閉会